

## ○名寄市立大学における科学者の行動規範

科学研究は社会の幸福と発展のためにあり、科学者の主体的判断に基づいて行われる研究活動は社会からの信頼と負託を前提としてはじめて社会的認知を得る。科学研究によって得られた成果は公開されることにより科学者相互の厳密な評価と批判に曝され、洗練された知識が社会の共通財産として蓄積され活用される。ここでいう「科学研究」の範囲は、社会科学から自然科学までを包括する全ての学術分野であり、「科学者」とは、前述の範囲において新たな知識を生み出す活動、あるいは知識の利活用に従事する研究者、専門職業者を意味する。

日本学術会議は、科学の健全な発達を促すため、平成 18 年 10 月 3 日に「科学者の行動規範」を決定、公表した。

こうした認識及び背景のもと、名寄市立大学は、所属する科学者が前述の「科学者の行動規範」に基づき、科学研究を行うことを宣言し、行動規範をここに定める。

- 1) 科学者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。
- 2) 科学者は、科学研究の立案・計画・申請・実施・報告等の過程において、データの捏造、改ざん、盗用等の不正行為を行わず、またこれに加担しない。また、科学研究の透明性及び説明責任を果たすために、実験や調査によって得られた、資料、試料または標本等を適切に保存する。
- 3) 科学者は、公共の福祉に資することを目的として研究活動を行い、客観的で科学的な根拠に基づく公正な助言を行う。その際、科学者の発言が世論及び政策形成に対して与える影響の重大さと責任を自覚し、権威を乱用しない。
- 4) 科学者は、実施している科学研究が社会の負託に応える重大な責務であることを強く自覚し、研究の実施、研究費の使用に当たっては、法令や関係規則を遵守する。